

令和4年10月31日（月）

対選挙部長

衆・倫理選挙特別委員会

わたなべ しゅう
渡辺 周 君（立憲）

要旨問1 在外での国民審査が行われないまま今日に至った理由について伺う。

○ 現行の国民審査制度においては、

裁判官の氏名があらかじめ印刷された投票用紙に
ばつ
×の記号を記載する 記号式投票を採用しています。

○ この記号式投票を前提とすると、

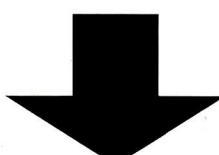
投票用紙の調製は、国民審査の実施が確定する

衆議院解散の日以降に始める必要があり、

- ・ 在外公館への投票用紙の送付に要する期間、
- ・ 郵便等投票における投票用紙の発送・送付に
要する期間

を考慮すると、在外国民審査の制度化には、

技術的に困難な面があると考えてきたところです。



(次ページあり)

- これに対して、今般の最高裁判決において、「現在の取扱いとは異なる投票用紙の調製や投票の方式等を採用する余地がないとは断じ難い」と判示されたため、投票用紙の事前の調製が可能で、現在の記号式投票とは異なる投票方式を検討することとしました。
- 本法律案で採用している分離記号式投票は、今般の訴訟に係る東京高裁判決において言及されており、
 - ・ 投票用紙に裁判官の氏名に代えて 1から15までの数字を印刷するため、投票用紙の事前の調製が可能である上、
 - ・ 従来の記号式投票と同様に、
ぱつ
×の記号を記載する方式であり、審査人の意思表示が容易であることなどを踏まえ、採用することとしたものです。

【参考事項1】最高裁令和4年5月25日判決（抜粋）

「…国民審査法16条1項が、点字による国民審査の投票を行う場合においては、記号式投票ではなく、自書式投票によることとしていることに鑑みても、在外審査制度において、上記のような技術的な困難を回避するために、現在の取扱いとは異なる投票用紙の調製や投票の方式等を採用する余地がないことは断じ難いところであり、具体的な方法等のいかんを問わず、国民審査の公正を確保しつつ、在外国民の審査権の行使を可能にするための立法措置をとることが、事実上不可能ないし著しく困難であるとは解されない。」

【参考事項2】令和2年6月25日東京高裁判決（抜粋）

「…自書式あるいは分離記号式による投票によれば、投票用紙の印刷・調整は、選挙や国民投票における投票用紙の印刷・調整とほぼ同様であり、在外選挙や在外国民投票と同様の方法…によって在外国民審査を行うことは十分可能である。」

【参考事項3】在外選挙

- 平成10年公選法改正で創設、平成12年総選挙から実施（比例代表のみ）
- 平成19年参院選から選挙区選挙も実施

【担当】 自治行政局選挙部選挙課
課長 笠置 隆範 連絡先 [REDACTED] (携帯)
企画官 藤井 延之 連絡先 [REDACTED] (携帯)
[REDACTED] (内線) 5253-5566 (直通)